海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更の公表について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成８年法律第77号）第３条第７項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成27年11月26日公表）の一部を平成28年９月16日付けで次のように変更したので、同条第９項の規定において準用する同条第６項の規定に基づき、公表する。

平成28年10月５日　　農林水産大臣　山本　有二

第３の４を次のように改める。

４　第１種特定海洋生物資源ごとの平成28年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。

（単位：トン）

	第１種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
1	さんま	平成28年７月～平成29年６月	264,000
2	すけとうだら	平成28年４月～平成29年３月	261,300
3	まあじ	平成28年１月～12月	227,800
4	まいわし	平成28年１月～12月	804,000
5	まさば及びごまさば	平成28年７月～平成29年６月	822,000
6	するめいか	平成28年４月～平成29年３月	256,000
7	ずわいがに	平成28年７月～平成29年６月	4,992.5

（注１）上記の漁獲可能量の算定に当たっては、中華人民共和国国民による東シナ海における採捕量等資源評価の基礎としていないものがある。

（注２）まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばについては、指定漁業等の種類及び都道府県別に定める数量について、漁場の形成状況を踏まえつつ、必要に応じて漁獲可能量の改定と同時に配分数量の改定を行うものとする（５に該当する場合を除く。）。

第４の２を次のように改める。

２　第３の４の表に掲げる第１種特定海洋生物資源ごとの平成28年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

（単位：トン）

	第１種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	202,000
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	163,700
3	まあじ	大中型まき網漁業	93,000
4	まいわし	大中型まき網漁業	339,000
5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	464,000
6	するめいか	沖合底びき網漁業	39,800
		大中型まき網漁業	12,200
		いか釣り漁業	49,300
		小型するめいか釣り漁業	67,300
7	ずわいがに	沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	3,288

（注１）指定漁業等の種類の欄の漁業は、上記１と同様とする。

（注２）まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばの数量は、第３の４の注２の規定に基づき、ずわいがにの数量は、沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業と都道府県知事が管理する漁業における採捕の動向等を踏まえて、それぞれ必要な場合に改定を行うものとする。

第６の２の⑷を次のように改める。

⑷　まいわし

（単位：トン）

都道府県名	数量
千葉県	19,000
石川県	27,000
三重県	60,000
島根県	94,000
長崎県	11,000

北海道、青森県、岩手県、宮城県、神奈川県、新潟県、富山県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県については、若干とする。

㈱　第３の４の注２に基づき、必要な場合に改定を行うものとする。

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

大阪労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大阪府塗料製造業最低賃金（平成20年大阪労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年10月５日

大阪労働局長　苧谷　秀信

第４号中「１時間894円」を「１時間912円」に改める。

沖縄労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、沖縄県各種商品小売業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年10月５日

沖縄労働局長　待鳥　浩二

第４号中「１時間702円」を「１時間723円」に改める。

公　告

諸事項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年10月５日

四国地方整備局長　名波　義昭

１　処分をした年月日　平成28年９月15日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ダイオーエンジニアリング株式会社　福島　慎一　愛媛県四国中央市寒川町4765－２　国土交通大臣許可（特－24）第5521号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取り消し（管工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成28年８月31日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。